

様式第7号（第4条の2関係）

舞議第81号
令和7年12月5日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治



開示決定等期限延長通知書

令和7年11月21日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	<ul style="list-style-type: none">令和7年8月に舞鶴市議会が舞鶴市に対して提出した、市職員による不適切な事務処理事案(ハラスメント等)に関する申し入れ書及び舞鶴市からの回答文書。舞鶴市議会側が当該申し入れを行った経緯を示す資料。(起案文書、協議記録、会議録、議会運営委員会資料など)舞鶴市からの回答後に市議会側が行った対応や再協議の記録、会議録、報告書、対応方針などの関連文書。当該事案に関してハラスメントを受けたとされる議員名については、実名で公開を求める。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和7年11月21日から 令和7年12月5日まで
延長後の期間	令和7年11月21日から 令和7年12月26日まで
延長の理由	行政文書開示請求に係る事務処理に時間を要するため
担当部課等	議会事務局総務課課 電話番号 66-1060 (内線 1412)
備考	

様式第7号（第4条の2関係）

舞議第82号
令和7年12月5日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治



開示決定等期限延長通知書

令和7年11月21日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	<ul style="list-style-type: none">「静渓ポンプ場契約解除に伴う損害賠償額決定に関する説明について」令和7年11月4日舞鶴市議会議長肝付隆治の文書が舞鶴市議会のホームページに掲載されるに至った経緯が分かる文書。(作成起案文書、決裁書、内部メモ、関係メール等)上記文書の作成・公開に関して議会内で協議された会議の議事録(幹事会等)、会議名称、開催日時、参加した議員名、協議内容の要旨。上記の件について問題意識を共有した議員名・相談・意見交換の記録やメモなどが存在する場合はそれに該当する文書。
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和7年11月21日から 令和7年12月5日まで
延長後の期間	令和7年11月21日から 令和7年12月26日まで
延長の理由	行政文書開示請求に係る事務処理に時間を要するため
担当部課等	議会事務局総務課課 電話番号 66-1060 (内線 1412)
備考	

様式第7号（第4条の2関係）

舞議第80号
令和7年12月5日

市民オンブズマンまいづる
森本 隆 様
古田 徹 様

舞鶴市議会

議長 肝付 隆治



開示決定等期限延長通知書

令和7年11月21日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長したので通知します。

行政文書の件名 又は内容	1 FMまいづる(有本積善社を含む)を通じた議会情報発信事業について、平成28年度から令和7年度までの支出、予算概要に関する文書(各年度における予算額、支払予定期額、決算額の記載された予算説明資料・執行資料等) 2 当該事業としてこれまでに放送された内容の概略(各回の放送タイトル、テーマ、放送日時等) 3 放送されたラジオ番組の推定視聴者数・聴取率などの視聴動向を把握できる資料(調査資料、報告書等)
舞鶴市情報公開条例第11条第1項に規定する期間	令和7年11月21日から 令和7年12月5日まで
延長後の期間	令和7年11月21日から 令和7年12月26日まで
延長の理由	行政文書開示請求に係る事務処理に時間を要するため
担当部課等	議会事務局総務課課 電話番号 66-1060 (内線 1412)
備考	